

# 株式会社金精株式の譲渡について

平成 18 年 4 月 28 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、産業再生委員会の決定を経て、下記の対象事業者にかかる株式の譲渡を行うこととしました。これにより、機構が対象事業者に対して持つ債権その他は一切なくなります。

## 1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社金精

## 2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 16 年 12 月 8 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行い、平成 17 年 1 月 13 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行いました。

平成 17 年 3 月には、事業再生計画に沿って減増資が行われ、機構は 16 百万円の現金出資により議決権割合の 40%にあたる普通株式を取得していました。

機構は、対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、対象事業者に対して保有する株式の譲渡のためのプロセスを進め、今般第三者（個人）への譲渡の決定に至ったものです。本決定を受けて、ただちに譲渡先との間で譲渡に関する契約を締結し、本年 5 月末に株式譲渡を実行する予定です。

## 3. 出資額等

機構は、対象事業者に対して、16 百万円の現金出資により、議決権割合の 40%にあたる普通株式を取得していました。今般、当該株式の全てを譲渡するものです。

## 4. 債権額等

機構は、対象事業者に対する元本 1,000 千円の債権を金融機関等から 9.5 千円で買取り、事業再生計画に沿って債権放棄（990 千円）を行った後の残存債権 10 千円について、平成 17 年 4 月に全額の弁済を受領済みです。

## 5. 主務大臣の意見

なし

### 【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階  
株式会社産業再生機構 企画調整室  
電話番号 03-6212-6437